

地域の会第188回定例会 資料

平成31年2月6日
原子力規制委員会
原子力規制庁

資料1：前回定例会（1月9日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：委員ご質問への回答

前回定例会（1月9日）以降の原子力規制庁の動き

平成31年2月6日

柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

特になし

【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

- 12月12日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（647）
- 1月10日 新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（185）
- 1月15日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（648）
- 1月18日 新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（186）
- 1月22日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（649）
- 1月29日 第674回 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

【規制法令及び通達に係る文書】

- 1月16日 柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請書を受理

【被規制者との面談】

- 12月12日 柏崎刈羽原子力発電所の現地視察について
- 12月26日 素材メーカーにおける不適切な案件に関する対応状況について
- 1月11日 柏崎刈羽原子力発電所第1号機の荒浜側焼却設備スラッジ脱水機改造工事における設備構造の変更に係る面談
- 1月17日 柏崎刈羽原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請について
- 1月28日 柏崎刈羽原子力発電所でのケーブル洞道内の火災について

【その他・公開会合】

特になし

【柏崎刈羽原子力規制事務所】

- 1月29日～31日 新検査制度の試運用（設備の状態変更による影響評価）
- 2月 5日～ 7日 新検査制度の試運用（内部溢水防護）

【放射線モニタリング情報】

原子力規制委員会は、放射線モニタリング情報を「原子力規制委員会ホームページ」（<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/new/list-1.html>）にて発表直近の主な更新情報は下記のとおり

①各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1 m 高さの空間線量

<平成31年2月5日版> (平成31年2月3日測定分)

http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13253/24/192_20190203_20190205.pdf

②福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果

<平成31年2月5日版> (試料採取日：平成31年1月21日、27日、2月2日)

http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13254/24/278_1_20190205.pdf

以上

委員ご質問への回答

地域の会 高桑委員

12月の定例会で説明いただいた「原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて」お聞きします。

- ① 「事前対策のめやす線量は、原子力災害発生初期（1週間以内）を対象とし、避難行動などを伴う緊急防護措置に関するものであり、実効線量で100mSvの水準とする」に関して
- ・100mSvは20～100mSvの上限値であり、成人にとっても高い線量と考えますが、子供や胎児への配慮はどのようになっているのですか

【回答】

- 事前対策めやす線量を保守的に低く設定することは、放射線対策に偏重した緊急時計画の策定につながり、避難行動等、防護対策そのものの弊害を拡大する可能性があります。
- また、事前対策めやす線量の水準は、想定する事故の大きさに関係を有するものであり、想定する事故を小さくし、事前対策めやす線量を低く設定するよりも、ある程度の大きさの事故を想定し、当該事故に対する緊急時計画を策定しておくことが、備えとして合理的であると考えられます。
- 以上のことから、当該事故として、Cs-137の放出が100TBqに相当し、かつ希ガスが全量放出する事故を設定し、これに対応したものとして、実効線量で100mSvと設定しています。
- また、事前対策めやす線量は一般公衆の被ばくについて設定したものであり、子供や妊娠している者も対象に含まれることとなります。これらの者については、緊急時計画を策定する際や実際に事故が発生し、避難行動等の防護対策を講じる際に所要の配慮がされるべきものと認識しております。

② 「Cs137 の放出が 100TBq に相当する事故（希ガスは全量放出されるものとする。また、原子炉停止から放出開始までの時間は 24 時間とする）に対して、被ばく線量がめやす線量 100mSv/週を超えないように計画を立てることである」に関して

・現在示されている避難計画では、PAZ は放射性物質放出前に避難、UPZ は $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ (50 mSv/週) で即時非難となっています。明らかに 100mSv/週より小さい値です。めやす線量をこのように決めたことは、今後事故の際は 100mSv/週までの被ばくは覚悟しなさいということですか

【回答】

- 今般設定した 100mSv の水準は、原子力災害発生初期（1 週間以内）を対象に、一般公衆が受ける被ばく線量はその水準を上回らないようにするための原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすです。
- 現行の原子力災害対策指針はこのめやすの考え方と整合しており、当該指針に沿って策定されている地域防災計画の見直しは必要ないと考えています。
- なお、実際に事故が発生した場合には、事故の大きさや放射性物質による汚染状況に応じて、その時点において取り得る最善の対策を講じることにより、可能な限り影響を緩和するよう取り組むこととなります。

③ 「極端な事故においても、被ばく線量がめやす線量 100mSv/週を超えないことを求めるものではない」に関して

- ・原子炉停止から放射性物質放出開始までの時間が 24 時間より短い場合は、極端な事故に該当するのですか
- ・大雪、地震等との複合災害の場合は極端な事故に該当するのですか。
- ・極端な事故の場合、被ばく線量がめやす線量 100mSv/週を超えることがあり得るといいますが、原子力災害対策の基本目標を確実にできるのですか。

【回答】

- 備えておくことが合理的であるとは考えられない極端な事故としては、早期大規模放出のように、事故発生後、極めて短時間に大量の放射性物質が環境中に放出されるような事故が考えられます。
- 実際に想定外の重大事故が発生した場合には、既に定められている防護措置に加えて追加の対策を実行するなど、その時点において取り得る最善の対策を講じることにより、可能な限り影響を緩和するよう取り組むこととなります。

④ 「原子力災害の事前対策に関する防護措置の状況を踏まえ、適宜見直していく」に関して

- ・具体的にどのような状況で見直していくのですか

【回答】

- 事前対策めやす線量は、現状における新規制基準、原子力災害の事前対策に関する防護措置等の技術水準、国際的に合意されている考え方などを踏まえ設定していることから、これらの考え方に変更があった場合には必要に応じて見直すこととなります。

⑤ 「原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて」の内容は、被ばくする側の住民にとって我が身の問題です。住民に説明し、住民の了解を得る必要があると考えます。

・住民に説明し、了解を得ることについて、どうお考えですか。

【回答】

- 原子力災害対策指針については、その改正に当たり、検討経過及び検討資料の原子力規制委員会ウェブサイトでの公開、関係自治体への改正内容に係る説明や意見交換、パブリックコメント等を行っているほか、お問合せを受け付け対応させていただいています。
- 今回の「原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて」は、これら取組の延長として、現行の原子力災害対策指針の適切な理解に資するために原子力規制委員会の見解をまとめたものとなりますが、本文書についてもお問合せがあれば対応させていただきます。